

関東 地方環境事務所

Kanto Regional Environment Office



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

廃棄物・リサイクル対策課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0814

私たちは、
こんな仕事をしています。



全国ごみ不法投棄
撲滅運動シンボルマーク



▲ 3R推進関東大会



▲ 不法投棄現場



▲ 埠頭における貨物検査

- 1 廃棄物等の不適正な輸出入を防止するため、事業者への事前相談や説明会、また、関係行政機関と連携し、貨物検査等を行っています。
- 2 各種リサイクル法に基づき、管内の関係事業者に対する立入検査・調査等を行っています。
- 3 廃棄物の再生利用、広域処理、無害化処理認定制度についての事前相談や、認定に係る施設の現地調査を行っています。
- 4 廃棄物の不法投棄・不適正処理を未然に防止し、または早期対応を図るため、自治体等の関係行政機関と連携した取組(セミナーの開催、パトロール等)を行っています。
- 5 循環型社会の形成のため、3R(Reduce、Reuse、Recycle)の普及啓発活動、自治体やNGO・NPO等に対する支援等を行っています。
- 6 自然災害により生じる廃棄物の状況把握、市町村による処理の補助金の査定業務等を通じ、迅速かつ適切な災害廃棄物処理の支援を行っています。東日本大震災における災害廃棄物処理においては、宮城県・岩手県の災害廃棄物の広域処理について県・市町村への技術的支援を行っています。
- 7 放射性物質汚染対処特措法に基づき、基準(セシウム134、セシウム137の合計で8000Bq/kg)を超えて汚染されている指定廃棄物について、指定や国が処理を行うまでの適正保管の指導等を行っています。

ご存じですか? **3R**
「もったいない」を地域に、そして世界に!



- ノーベル平和賞受賞者で、ケニア元環境副大臣のワンガリ・マータイさんは、来日した際に知った日本語の「もったいない」という言葉に感銘を受け、この考え方を世界に広める活動をされました。私たちは、循環型社会を構築するため、3つのRを地域から発信していきます。「もったいない」とは、そのものの本来の 値打ちを無駄にすることなく生かしていこうという考え方です。



- 循環型社会形成推進基本法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 特定家庭用機器再商品化法
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 放射性物質汚染対処特措法

放射能汚染対策課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0545

私たちは、こんな仕事をしています。



▲ 除染風景



▲ 除染風景



▲ 除染情報コーナー

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に渡って放射性物質による汚染が生じています。

国においては、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、事故により放出された放射性物質で汚染された土壌・草木・工作物等の除染を推進しています。

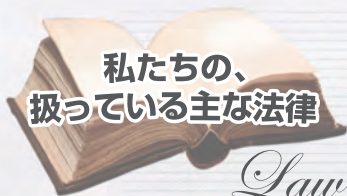
- 1 関東地方の汚染状況重点調査地域51市町村において、技術的助言等の支援を通じ、放射性物質による汚染からの環境回復を推進しています。
- 2 除染情報コーナーの設置等を通じ、除染に関する知識の周知活動を行っています。

ご存じですか？ ～除染情報～

- 環境省除染情報サイトでは、放射性物質による環境汚染、除染、汚染されたものの処理等についての解説をご覧いただくことができます。また、関東地方環境事務所に関東地方の汚染状況重点調査地域51市町村の除染情報等を閲覧できる除染情報コーナーを設置し、多くの方々に除染に関する理解を深めていただくこととしています。

【除染情報サイト】 <http://josen.env.go.jp/>

【除染情報コーナーについて(関東地方環境事務所)】 http://kanto.env.go.jp/to_2012/0820a.html



- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）

環境対策課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0815

私たちは、
こんな仕事をしています。



▲ CO₂削減対策
技術導入自治体補助事業



グリーンカーテンの取組(補助事業) ▲



▲ 環境ボランティア見本市の一コマ



▲ 白書を読む会(セミナー)の一コマ

◀ 地球温暖化防止の
政府広報キャラクター
コマメちゃん

- 1 CO₂等温室効果ガスを削減し、低炭素社会を構築するため、地域における地球温暖化対策に関する各主体の取組の支援や普及広報活動等を行っています。
- 2 CO₂の排出量の削減に役立つ事業に対し、エネルギー対策特別会計を活用し、補助事業を行っています。
- 3 環境教育・環境保全活動や協働取組の推進・支援を行っています。
- 4 水・大気・土壌環境の保全のための情報収集・立入調査及び土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定業務を行っています。
- 5 石綿(アスベスト)による救済給付についての申請書の受付を行っています。
- 6 環境影響評価を行うため、対象の大規模事業について、情報収集及び現地調査等を行っています。

ご存知ですか？ 地球温暖化 ～みんなで節電アクション！～

みんなで
節電
アクション!

- 「みんなで節電アクション!」は、上手な節電で、安定した電力供給とCO₂削減に取り組む運動です。このほか、LEDを始めとするエコ家電や太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、更なるCO₂削減効果が期待できます。

家庭でできる節電、7つのポイント

- ① こまめにスイッチオフ!
- ② 待機電力を削減!
- ③ エアコンで節電!(設定温度・風向きを調節)
- ④ 冷蔵庫で節電!(扉開閉短く、詰め込みすぎない)
- ⑤ 照明で節電!(明るさ・点灯時間を調節)
- ⑥ テレビで節電!(主電源オフ・明るさを調節)
- ⑦ 他にもこんなところで節電!(台所・トイレ等)

地球温暖化防止の取組は「我慢」ではなく、「健康」「快適」に取り組もう!

私たちの、
扱っている主な法律

Law

- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
- 水質汚濁防止法 ● 大気汚染防止法 ● 土壌汚染対策法
- 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ● 環境影響評価法

野生生物課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0817



▲ 国指定佐潟鳥獣保護区



▲ トキ



▲ アライグマ

私たちは、
こんな仕事をしています。



- 1 野生鳥獣の乱獲の防止や希少鳥獣の保護のため、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制を行っています。
- 2 野生鳥獣の生息地を守るため、国指定鳥獣保護区の指定及び管理などを行っています。
- 3 希少な野生動植物種の絶滅を防ぐため、保護増殖事業の実施（例：アホウドリ）や生息地等保護区の保護管理、希少野生動植物種捕獲の規制などを行っています。
- 4 日本固有の生態系や農林水産業への被害を防ぐため、特定外来生物の飼養等の規制や防除などを行っています。

ご存じですか？「生物多様性」
地球のいのち、つないでいこう！

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

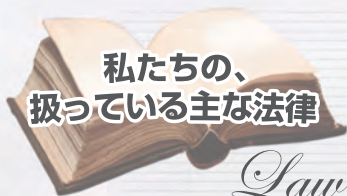
●生物多様性って何？

地球にはいろいろな生き物がいます。それぞれの地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生き物がいて、それぞれがつながっています。このことが「生物多様性」なのです。生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。

しかしながら、人間活動や外来生物、地球温暖化などの影響により、野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。

※詳しくは <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>

**すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、
生物多様性の保全について考えましょう。**



- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

国立公園・ 保全整備課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0816

私たちは、
こんな仕事をしています。



小笠原国立公園南島

▲ 国立公園



那須平成の森
フィールドセンター

▲ 施設設備



自然観察会

▲ ふれあい行事

関東地方環境事務所は、日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、小笠原国立公園、富士箱根伊豆国立公園、南アルプス国立公園等を管轄しています。

① 国立公園の保護と利用の促進

自然の風景や野生生物の生息・生育環境を保護するため、国立公園内での各種行為の規制や植生復元事業などを行っています。

また、多くの皆さんに、自然への理解を深めていただくため、ビジターセンターや歩道などの公園利用施設を整備するとともに、自然観察会など自然とのふれあい行事を実施しています。

② 世界自然遺産登録地の管理

世界自然遺産に登録された小笠原諸島において、外来種対策や希少な動植物の保全を科学的知見に基づく順応的管理で行っています。

③ 原生自然環境保全地域等の保護管理

優れた自然環境を維持しており、その保全が特に必要な原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の保護管理を行っています。

④ 自然再生

過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことが必要な場所において、自然生態系の健全性を取り戻す活動をしています。

ご存じですか？

～自宅で楽しめる国立公園～

- 各国立公園の最新情報や、自然保護官（レンジャー）の日々の仕事をホームページでご覧になれます。国立公園へお出かけの際や、申請や届出等についてご不明な場合もご活用下さい。

【国立公園ホームページ】

<http://kanto.env.go.jp/park.html>

【アクティブレンジャー日記】

<http://kanto.env.go.jp/blog/>

【申請・届出について】

<http://www.env.go.jp/park/apply/index.html>

私たちの、
扱っている主な法律

- 自然公園法
- 自然環境保全法
- 自然再生推進法
- エコツアーリズム推進法

Law

関東地方環境事務所管内図

日本海

粟島

佐渡島

国指定小佐渡東部
鳥獣保護区

佐渡自然保護官事務所 佐

国指定佐渡
鳥獣保護区

ラムサール条約湿地佐渡

新潟

国指定福島島
鳥獣保護区

国指定瓢湖
鳥獣保護区

ラムサール条約湿地瓢湖

新潟

福島

尾瀬国立公園

利根川源流部
自然環境保全地域

大佐飛山
自然環境保全地域

日光国立公園

ラムサール条約湿地尾瀬

群馬

ラムサール条約湿地
奥日光の湿原

栃木

羽田ミヤコタナゴ
生息地保護区

日光自然環境事務所

富山

長野

長野

埼玉

秩父多摩甲斐国立公園

東京

茨城

鹿島灘

岐阜

北岳キタダケソウ
生育地保護区

南アルプス国立公園

大井川源流部原生
自然環境保全地域

愛知

静岡

伊豆諸島自然保護官事務所

富士箱根伊豆国立公園

伊豆

伊豆諸島自然保護官事務所

下田自然保護官事務所

石廊崎

御前崎

山梨

南アルプス
自然保護官事務所

富士五湖
自然保護官事務所

箱根
自然環境事務所

沼津
自然保護官事務所

静岡

三保

駿河湾

大井川

波勝崎

爪木崎

石廊崎

御前崎

東京

横浜

神奈川

相模灘

浦賀水道

洲崎

野島崎

房総半島

愛宕山

太東崎

千葉

東京湾

千葉

千葉

千葉

ラムサール条約湿地
谷津干潟

国指定谷津鳥獣保護区

成田自然保護官事務所

利根川

犬吠埼

利根川

利根川

利根川

利根川

利根川

利根川

利根川

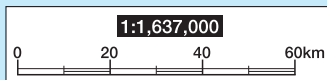
利根川

利根川

利根川

利根川

太平洋



1:1,637,000

地方環境事務所は、地域における環境省の「顔」として、平成17年10月1日から全国7地方（関東のほか北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）でスタートしました。

地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな対応を実現するために、

- (1) 地域の視点に立って考え、行動すること
 - (2) 地域の住民、行政、専門家等との協働による問題解決への取組
 - (3) 地域の情報発信・収集拠点になること
- を目指しています。

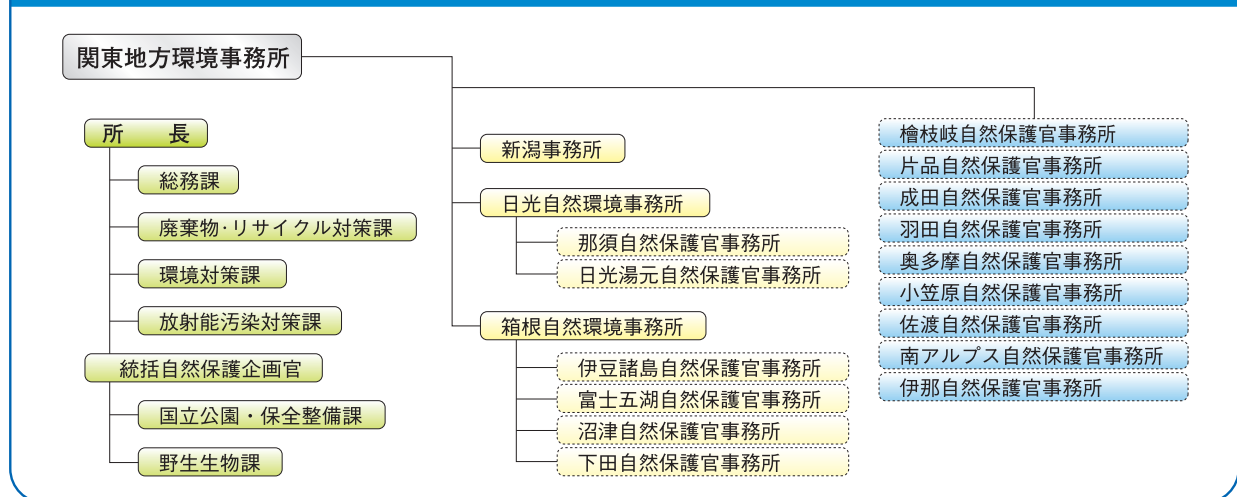
関東地方環境事務所の管轄区域は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県の1都9県です。

管内には人口の集中する東京都特別区や、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市の8つの政令指定都市を抱え、地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題へのきめ細やかな対応につとめています。

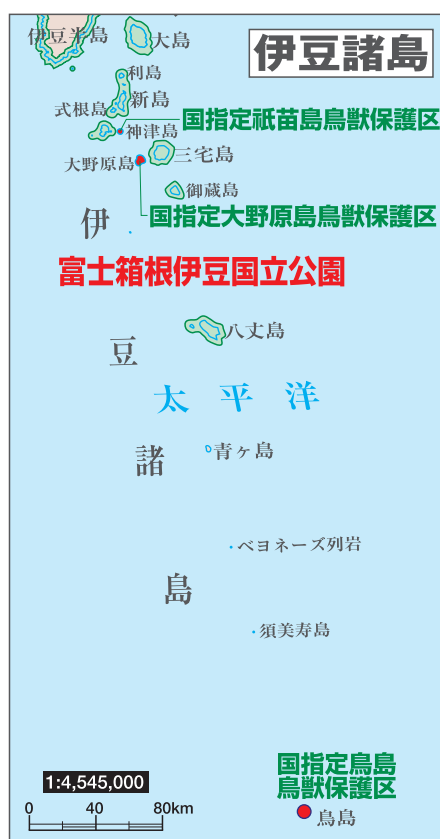
一方で、日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、小笠原国立公園、富士箱根伊豆国立公園、南アルプス国立公園といった多様性豊かな国立公園の保護管理、自然とのふれあいや里地里山などの自然再生等を推進しています。さらには各国立公園に自然環境事務所または自然保護官事務所を設置し、自然保護の最前線の役割を果たしています。

また、トキをはじめ絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖、希少種の保護や外来生物の水際の防除及び飼養の規制等にも取り組んでいます。

【 関東地方環境事務所組織図 】



【 関東地方環境事務所管内図 】



関東地方環境事務所からのお知らせ

～ 地域環境データベースを開設しました ～

地域で環境保全活動を行っている方々、又はこれから活動を始めようという方々を効果的に支援するためには、環境保全の各分野の基礎的な情報や地域ごとの情報、具体的な取組事例等の情報を簡単に入手できるようなツールを用意することが重要です。

そこで、環境省及び各地方環境事務所では、これらの情報をウェブサイト上で整理し、「地域環境データベース」として情報提供することといたしました。

この「地域環境データベース」が、環境保全の推進に向けて有用な情報となるよう、今後も掲載内容の充実を図っていきます。

【アクセス方法】



「地域環境データベース」で検索!

ホームページで地域環境データベースをご利用いただけます。

地域環境データベース

検索

または、
関東地方環境事務所ホームページ
(<http://kanto.env.go.jp/>)内のバナーをクリック!



カテゴリ別に
検索可能です!



地域ごとの情報も
得られます!

環境省 関東地方環境事務所等一覧

● 関東地方環境事務所

〒330-6018
さいたま市中央区新都心11-2
明治安田生命さいたま新都心ビル18階
TEL：048-600-0516 【代表・総務課】
TEL：048-600-0814 【廃棄物・リサイクル対策課】
TEL：048-600-0815 【環境対策課】
TEL：048-600-0545 【放射能汚染対策課】
TEL：048-600-0816 【国立公園・保全整備課】
TEL：048-600-0817 【野生生物課】
FAX：048-600-0517
FAX：048-600-0521
URL <http://kanto.env.go.jp>
mail: REO-KANTO@env.go.jp

● 檜枝岐自然保護官事務所

〒967-0525
福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原867-1
TEL：0241-75-7301 FAX：0241-75-7302

● 片品自然保護官事務所

〒378-0415
群馬県利根郡片品村大字鎌田4010
TEL：0278-58-9145 FAX：0278-58-9150

● 成田自然保護官事務所

〒282-0112
千葉県成田市東三里塚字岩之台121番地2
成田国際空港南部第5・第6貨物ビル事務棟204号
TEL：0476-32-9072 FAX：0476-32-9073

● 羽田自然保護官事務所

東京都大田区 連絡先：関東地方環境事務所

● 奥多摩自然保護官事務所

〒198-0212
東京都西多摩郡奥多摩町水川171-1
TEL：0428-83-2157 FAX：0428-83-2162

● 小笠原自然保護官事務所

〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町ガゼボ2階
TEL：04998-2-7174 FAX：04998-2-7175

● 佐渡自然保護官事務所

〒952-0105
新潟県佐渡市新穂正明寺1277
TEL：0259-22-3372 FAX：0259-22-3379

● 南アルプス自然保護官事務所

〒400-0293
山梨県南アルプス市芦安芦倉516 南アルプス市芦安支所2階
TEL：055-280-6055 FAX：055-280-6056
(静岡事務室)
〒420-8602
静岡県静岡市葵区追手町5-1 静岡市静岡庁舎本館4階
TEL：054-254-1007

● 伊那自然保護官事務所

〒396-0402
長野県伊那市長谷溝口1394 伊那市長谷総合支所2階
TEL：0265-98-1205

● 新潟事務所

〒950-0954
新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館7階
TEL：025-280-9560 FAX：025-280-9580

● 日光自然環境事務所

〒321-1434
栃木県日光市本町9-5
TEL：0288-54-1076 FAX：0288-53-4154

● 那須自然保護官事務所

〒325-0301
栃木県那須郡那須町湯本207番地 那須高原ビジターセンター2階
TEL：0287-76-7512 FAX：0287-76-7513

● 日光湯元自然保護官事務所

栃木県日光市湯元 連絡先：日光自然環境事務所

● 箱根自然環境事務所

〒250-0522
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 旧札場164
TEL：0460-84-8727 FAX：0460-84-9349

● 伊豆諸島自然保護官事務所

〒100-0101
東京都大島町元町字家の上445-9 大島合同庁舎1階
TEL：04992-2-7115 FAX：04992-2-7166

● 富士五湖自然保護官事務所

〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1 生物多様性センター内
TEL：0555-72-0353 FAX：0555-72-0623

● 沼津自然保護官事務所

〒410-0831
静岡県沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎5階
TEL：055-931-3261 FAX：055-931-3529

● 下田自然保護官事務所

〒415-0036
静岡県下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階
TEL：0558-22-9533 FAX：0558-22-9626



【関東地方環境事務所】



【日光自然環境事務所】



【箱根自然環境事務所】

【アクセス】 JRさいたま新都心より徒歩2分
JR北与野より徒歩5分



2012.9